

「パイロット的単県事業（強度行動障害がある方の在宅支援）の成果と展望」

○発表者名 『エール』鳥取県発達障がい者支援センター 信原和典
共同研究者名 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 上田洋平

1. 問題提起

1988年度、「行動障害児（者）研究会」の全国調査¹⁾により、強度の行動障害を有する群の存在が明らかにされ、更にはそうした一群に対し「強度行動障害」という用語が提言された。今日でも、①非常に強い行動障害の状態像を呈する一群を指すものとして、また②行政施策の対象となる状態像を指すもの（行政施策対象者）として、「強度行動障害」という用語が用いられている。過去30年以上にわたって強度行動障害がある方への様々な施策が行われてきたが、それでも他の障害と比べると、被虐待のリスクが高く、合理的配慮が得られにくい（サービス利用も困難な）状況が今でも続いている。

こうした背景のなか本県では、2020年から2023年の年度途中までパイロット的単県事業として、「在宅強度行動障がい者に対する支援の効果検証事業」を行ってきた。また同事業の実践を活かし、2023年10月から「とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業」を開始した。

2. 目的

本研究では、「在宅強度行動障がい者に対する支援の効果検証事業」（以下、本事業）で取組まれた全11事例について、支援の効果検証、並びに同事業から得られる知見を整理し、今後の強度行動障害児者支援の方向性について提言する。

3. 方法

支援効果については、①保護者の希望を考慮した在宅生活の継続率、及び②強度行動障害の軽減（状態像の変化）、そして③保護者の心身状態の変化、の3軸で検証する。なお②及び③については、事業開始前と2023年11月にそれぞれ実施した以下の質問紙調査の結果から支援効果を見ていく。

② 日本語版 BPI-S (The Behavior Problems Inventory 行動問題調査票短縮版)

③ GHQ30 (The General Health Questionnaire 精神健康調査票)

また11事例中最も長い期間関わっている1事例を通し、他の事例とも共通する強度行動障害児者支援に必要と考えられる要素を整理した。なお本レジュメでは、事例は割愛している。

4. 成果・課題

はじめに本事業の概要を説明する。本事業は、「鳥取県」と「鳥取県自閉症協会」、「鳥取県厚生事業団」の3者契約に基づき、それぞれが業務分担を行った。県は本事業の総括的役割、自閉症協会を対象者の選定や備品の購入・管理等、事業団は指導員派遣や定期会議（進捗状況の把握と支援方針の検討）の開催等、家族・関係機関・指導員を調整するコーディネートの役割を担った。個別事例については、①事前アセスメント、②保護者・関係機関との面談、③支援に関する助言と依頼（記録）、④終了とフォロー、という流れで実施した。初回面談で①を、その後、②③を月に1-4回の頻度で実施し、概ね半年を目途に④の終結へと繋げる。ただし実際は、福祉サービス事業所の変更や年度変わり（支援者や環境の変化）、家庭内での状況変化（ライフイベント）等により行動障害が再燃する事例もあり、居所が在宅の方については数年単位で支援を継続している。なお終結に至った事例も、2-3か月に1回の頻度で様子伺いの連絡をとり、行動障害が重症化する前に介入できるよう情報収集を継続していた。

【成果】

① 保護者の希望を考慮した在宅生活の継続率

11名中4名が障害者支援施設やグループホームへ移行したが、いずれも保護者の希望であった。「まだ一緒に生活をしたい。」と希望された7名については、7名全員が在宅生活を維持・継続中である。

② 強度行動障害の軽減（BPI-S）

一部項目未記入の case1 と case10 は対象から外し、9事例の点数変化をみた。その際、事業開始（Pre）と2023年11月時点（Post）の2軸で10点以上の増減有無を基準とした。結果、行動障害が増加した事例は2事例。減少した事例は5事例。変化なしは2事例であった。全体の8割弱は、事業取り組み後に行動障害の軽減、あるいは維持が認められた。なお増加した2事例では、他害の「頻度」と「重症度」が増加していた。同項目は以前から見られていた行動であり、それらが強く再燃したものと推測された。

③ 保護者の心身状態の変化（GHQ30）

②と同時期の2軸で、居所が在宅の7事例を対象とした。その結果、得点が増加した事例は3事例。変化なしが2事例。減少が2事例だった。事業前後の合計得点をみると、7-8割の保護者がカットオフ値を超えており、何らかの心身の負担感・不適応状態がうかがえた。次に事業前後の下位項目について、それぞれ中等度以上のカットオフ値を超えた人数と割合を整理した。その結果事業後は「一般的疾患傾向」「身体的症状」「不安と気分変調」「希死念慮・うつ傾向」の項目で減少が見られたが、「睡眠障害」「社会的活動障害」では増加が見られた。

本事業では、関係機関と連携しながら11事例の個別支援を約3年半行ってきた。先述したように、①在宅生活を希望されたご家族については自宅での生活を維持・継続ができ、②対象事例の8割弱は行動障害の軽減・現状維持が認められた、また③保護者の心身の負担・不適応状態は事業開始前と後、どちらも7-8割がカットオフ値を超えて高い状況であった。①②は本事業として期待されている成果が出せたと評価できるが、③については期待する成果とはいえない。11事例の各行動障害は、幼少期から出現している方が3名、小学部からが1名、特別支援学校在学中からが5名と、（聞き取り不備の2名を除いた）9名全員が幼少期、あるいは学童期に出現していた。長い方では20年以上、行動障害がある我が子と一緒に生活してきたのである。本事業を通し、保護者の心身の不安軽減は、より丁寧に、専門職が継続的に関る必要性がうかがえた。例えば、非常に不安が強い方には心理職による定期的なカウンセリングや、場合によっては精神科病院への受診をすすめることが好ましい事例もあった。保護者支援については、専門的な知見を有した職種・機関との連携を検討すべきである。

現在、本事業の成果を活かした「とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業」が行われている。同事業では、障害特性と環境要因、機能分析などの視点を踏まえたチーム支援や相談支援専門員を軸においた幼児期から高齢期を見据えた関係機関との連携、そして新たに学校教育への積極的な協力依頼と市町村との連携を柱としている。まずは、派遣可能な指導員の人材確保を行い支援対象者の拡充を行う他、次に述べる課題について取り組んでいく。地域で生活する強度行動障害があるご本人やご家族だけが苦しまなくてもよいよう、教育や医療、福祉、その他の様々な機関と連携し、皆で話し合いを続けながら、地域支援体制を整えていきたい。

【課題】

- (1) 学校教育との連携（トライアングルプロジェクトの実践）
- (2) 市町村行政との連携（困った時の身近な相談窓口（図1）／福祉サービスの柔軟な支給決定）
- (3) 短期入所サービスや緊急時対応機能を有した施設入所支援の課題改善
- (4) 相談支援専門員との協働（バックアップ機能としての事業）

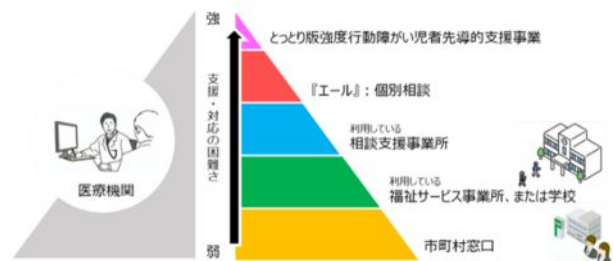


図1 支援・対応の困難さに応じた相談先のスキーム図(案)